

旅館業法施行条例改正の考え方について

1 経緯等

旅館業については、宿泊需要の拡大を受けて平成30年に旅館業法の規制が緩和され、小規模宿泊施設の営業が可能となった。現在はポストコロナの観光需要が増加したことを背景に、許可件数や相談件数が増加傾向にある。

本区は面積の約80%が住居系の用途地域であり、住宅地において一戸建て住宅や集合住宅等が旅館に転用され、周辺住民への周知不足や宿泊者のごみ出し等が原因で、苦情やトラブルが発生する事例が見受けられる。他区においても同様の傾向が見られ、許可件数が急増している区は規制を強化する方向で条例改正を進めている。このため、本区が同様に対応を行わない場合、当該施設が区に集中することにより、区民の生活環境が悪化するおそれがある。

また、令和8年1月20日付けで、厚生労働省から「旅館業における衛生等管理要領の一部改正について」が発出され、周囲地域の生活環境への悪影響を防止するために一定の規制を条例等で規定することが可能であることが明記されるとともに、地域の実情を踏まえた適切な対応を行うことが示された。

この様な状況を踏まえ、旅館業法に基づく条例及び規則を速やかに改正し、旅館業の適正な運営及び周辺住民の良好な生活環境の確保を図る必要がある。

2 条例改正に向けた考え方

(1) 許可申請前の事前周知について

旅館業の許可申請者に対し、営業開始前の事前周知を義務付けることにより、周知不足によるトラブルを防止し、周辺住民の理解の上で営業を開始できるよう検討していく。

(2) 営業者の遵守事項等について

施設の看板に営業者の連絡先等を明示し、苦情やトラブルに迅速な対応を可能とする体制や、周辺生活環境への配慮に関する宿泊者への事前説明の実施、国内に住所を有しない個人営業者には代理人の選任を求める等、営業者の遵守事項の強化に向けて検討していく。

また、新たに申請される施設に対しては、周辺住民から寄せられる苦情対応や災害が発生した場合の安全の確保、その他緊急を要する場合における迅速な対応を可能とするため、営業従事者の常駐を義務付ける方向で検討していく。

3 今後の予定

令和8年4月	条例改正骨子案（案）を生活福祉委員会報告
4月～5月	パブリックコメント
8月	条例改正骨子（案）を生活福祉委員会報告
9月	第3回区議会定例会に条例改正案提出
10月以降	施行

以上

【旅館業法に関連する動き】

H30.6	<p>旅館業法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館営業では5室以上、ホテル営業では10室以上の客室を設ける規定が撤廃され、客室1室だけの営業が可能となる。 ・施設内への玄関帳場の設置が必須ではなくなる。 <p>住宅宿泊事業（民泊）法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の施行を受け、区条例が施行される。 ・区内全域で日曜午後0時から金曜午前12時まで宿泊が制限される。 ・民泊の初年度末の稼働件数は20件であった。
R.2~	新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する。
R.5	<p>新型コロナウイルス感染症の扱いが5類感染症へ移行する。</p> <p>旅館業施設が増加し始める。</p>
R.7~	23区内では、規制を強化する方向での条例改正が相次いでいる。

【旅館業法施行条例の改正内容（予定）】

- ・許可申請前に周辺住民を対象とした事前周知を義務化する。
- ・施設の看板に営業者の連絡先等の明示を義務化する。
- ・周辺生活環境への配慮に関する、宿泊者への事前説明の実施を義務化する。
- ・国内に住所を有しない個人営業者に対し、代理人を選任することを義務化する。
- ・新たに申請される施設に対し、営業従事者の常駐を義務化する。

